

令和4年版

静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

目 次

第1章 総 説

1 主な活動状況等	1
2 労働委員会の構成	2
3 総会及び公益委員会議の開催状況	5

第2章 不当労働行為の審査等

1 概 況	9
2 労働組合の資格審査	10

第3章 労働争議の調整

1 概 況	11
2 労働争議調整事件一覧表	12
3 終結事件の調整概要	13
4 労働争議実情調査	18

第4章 個別的労使紛争のあっせん

1 概 況	19
2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	20

第5章 連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況	22
2 委員研修実施状況	25
3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況	26

第6章 資 料

1	不当労働行為事件処理状況一覧表	28
2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	29
3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	30
4	実効確保申立ての状況一覧表	31
5	県労委命令交付後の経過一覧表	33
6	調整事件処理状況一覧表	39
7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	40
8	調整事件産業別申請件数一覧表	41
9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	42
10	労働争議実情調査件数一覧表	43
11	個別的労使紛争のあつせん事件処理状況一覧表	44
12	個別的労使紛争のあつせん事件紛争内容別申請件数一覧表	45
13	個別的労使紛争のあつせん事件産業別申請件数一覧表	46
14	個別的労使紛争のあつせん事件年次別終結処理日数一覧表	47
15	静岡県労働委員会の沿革と権限	48

<収録内容について>

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和4年1月から同年12月までのものである。

総

説

第 1 章

1 主な活動状況等

(1) 主な活動状況（令和4年1月～令和4年12月）

① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

ア 不当労働行為の審査

審査事件なし

イ 労働争議の調整

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 所要 日数	
0	6	6	1	3	1	0	5	73(日)	1

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数。

ウ 個別的労使紛争のあっせん

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 所要 日数	
4	9	13	7	3	0	0	6	94(日)	3

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数。

② 労働組合の資格審査

(単位：件)

取扱件数			処理状況				翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	
0	17	17	17	0	0	17	0

③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業38件（前年繰越5件・新規33件）について、実情調査を実施した。

(2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における審査期間の目標は、18か月である。なお、令和4年中に終結した不当労働行為事件はない。

2 労働委員会の構成

(1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第19条の12の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各5人、計15人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は2年である。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理（会長に故障がある場合に代理する委員）がおかれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第45期の会長は森本耕太郎委員、会長代理は宮田逸江委員である。

第45期委員（令和4年6月1日～令和6年5月31日）

◎会長 ○会長代理（令和4年12月末現在）

区分	氏名	現職等	委員歴
公益委員	◎ 森本 耕太郎 (もりもと こうたろう)	弁護士	平28. 6. 1 (第42期)～
	○ 宮田 逸江 (みやた いつえ)	弁護士	平30. 6. 1 (第43期)～
	笹原 恵 (ささはら めぐみ)	国立大学法人静岡大学情報学部長 学術院情報学領域教授	平26. 6. 1 (第41期)～
	縣 郁太郎 (あがた いくたろう)	弁護士	令4. 6. 1 (第45期)～
	本庄 淳志 (ほんじょう あつし)	国立大学法人静岡大学人文社会科学部 准教授	令4. 6. 1 (第45期)～
労働者委員	中西 清文 (なかにし きよふみ)	連合静岡会長	平30. 6. 1 (第43期)～
	西村 多佳子 (にしむら たかこ)	メガネトップ労働組合中央執行委員長	令2. 6. 1 (第44期)～
	菅 勝幸 (すが まさゆき)	UAゼンセン静岡県支部支部長	令4. 6. 1 (第45期)～
	高橋 真澄 (たかはし ますみ)	トクラス労働組合書記長	令4. 6. 1 (第45期)～
	齋藤 裕光 (さいとう ひろみつ)	ヤマハ発動機労働組合書記長	令4. 6. 1 (第45期)～
使用者委員	秋山 辰巳 (あきやま たつみ)	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事	平24.11. 1 (第40期)～
	堀田 尚志 (ほった ひさし)	元株式会社静岡銀行監査役	平28. 6. 1 (第42期)～
	高井 正人 (たかい まさと)	元ヤマハ株式会社顧問	令2. 6. 1 (第44期)～
	山崎 伊佐子 (やまざき いさこ)	フジ物産株式会社代表取締役社長	令4. 6. 1 (第45期)～
	松下 恵美子 (まつした えみこ)	三協紙業株式会社代表取締役社長	令4. 6. 1 (第45期)～

(2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和4年12月末現在)

氏名	履歴
森本 耕太郎	弁護士、労働委員会委員
宮田 逸江	弁護士、労働委員会委員
笹原 恵	静岡大学情報学部長、静岡大学大学院情報学領域教授、労働委員会委員
縣 郁太郎	弁護士、労働委員会委員
本庄 淳志	静岡大学人文社会科学部准教授、労働委員会委員
中西 清文	連合静岡会長、労働委員会委員
西村 多佳子	メガネトップ労働組合中央執行委員長、労働委員会委員
菅 勝幸	UAゼンセン静岡県支部支部長、労働委員会委員
高橋 真澄	トクラス労働組合書記長、労働委員会委員
齋藤 裕光	ヤマハ発動機労働組合書記長、労働委員会委員
秋山 辰巳	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
堀田 尚志	元株式会社静岡銀行監査役、労働委員会委員
高井 正人	元ヤマハ株式会社顧問、労働委員会委員
山崎 伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
松下 恵美子	三協紙業株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
内野 昌美	労働委員会事務局長
若月 伸隆	労働委員会事務局調整審査課長

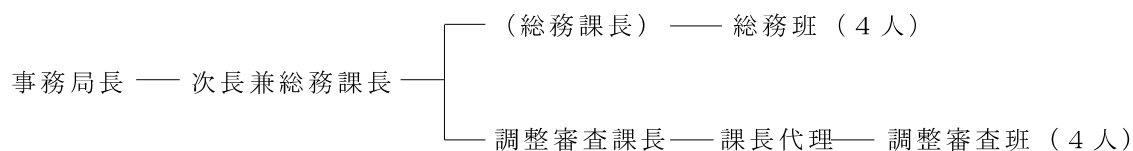
(3) 事務局

①本務職員

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成 11 年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成 12 年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成 22 年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和 4 年度における事務局の組織)



②兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握、労働問題に関する身近な相談・指導の実施により、紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員が、委員会の事務を兼務している。

(令和 4 年度における兼務職員の配置)

東部県民生活センター (沼津市) … 1 人

中部県民生活センター (静岡市) … 1 人

西部県民生活センター (浜松市) … 1 人

3 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心に業務を行っている。

総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会を開催することとしている。令和4年は21回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和4年は7回開催した。

(1) 総会

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1675	R4. 1. 12	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 —	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1674回総会(定例)の議事録 (2) 第1633回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)14号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)15号)[打切り] (5) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (6) 令和4年度総会の日程 (7) 大規模災害発生時における安否確認
1676	R4. 2. 22	○ 安間 森本 中村 — 宮田	桐下 中西 原 — 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1675回総会(定例)の議事録 (2) 第1634回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(4(調)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)10号)[打切り] (5) 争議行為の予告 (6) 令和4年度諸会議等の日程 (7) 大規模災害発生時における安否確認 (8) 第44回関東ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会総会の結果報告 (9) 労働委員会勉強会「企業は人で出来ている。多様な人材が多様に活躍する町工場」
1677	R4. 3. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	桐下 — 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1676回総会(定例)の議事録 (2) 争議あっせん事件(4(調)2号)[開始] (3) 争議あっせん事件(4(調)3号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)1号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の概要並びに不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について (7) 労働委員会勉強会「性の多様性を巡る現状と最近の裁判例」
1678	R4. 3. 23	○ 安間 森本 中村 — 宮田	— 中西 — 金子 西村	秋山 — 松岡 堀田 高井	(1) 不当労働行為事件審査事務処理要領の改正について (2) 第1677回総会(定例)の議事録 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)13号)[解決] (4) 争議行為の予告 (5) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出(ブロック提案)について (6) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例の調査について (7) 令和4年2月議会常任委員会(産業委員会)の報告
1679	R4. 4. 11	○ 安間 森本 中村 — 宮田	桐下 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) あっせん員候補者の委嘱 (2) 第1678回総会(定例)の議事録 (3) 第1635回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あっせん事件(4(調)2号)[打切り] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)11号)[解決] (6) 個別的労使紛争あっせん事件(3(個)12号)[解決] (7) 争議行為の予告 (8) 労働争議の終結状況 (9) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (10) 令和3年度主要業務の執行状況 (11) 令和4年度事務局体制

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1680	R4. 4. 25	○ 一 森本 中村 一 宮田	桐下 中西 原 一 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1679回総会(定例)の議事録 (2) 第1636回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(4(調)1号)[切り取り] (4) 争議行為の予告 (5) 労働争議の終結状況 (6) 第148回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (7) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における関東ブロックからの提案議題検討 (8) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会委員の選出について
1681	R4. 5. 11	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	一 中西 原 金子 西村	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1680回総会(定例)の議事録 (2) 第1637回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)1号)[解決] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)2号)[開始] (5) 労働争議の終結状況 (6) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会における関東ブロックからの提案議題検討
1682	R4. 5. 25	○ 一 森本 中村 笹原 宮田	桐下 中西 原 金子 一	秋山 山崎 松岡 堀田 高井	(1) 第1681回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(4(調)3号)[解決] (3) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (4) 令和4年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する協賛名義の使用許可 (5) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会
1683 臨時 総会	R4. 6. 1	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 会長及び会長代理の選挙 (2) あつせん員候補者の委嘱 (3) 労・使幹事委員の選任について (4) 総会における委員の座席の決定 (5) 令和4年度定例総会の開催日程
1684	R4. 6. 22	○ 森本 宮田 一 一 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1682回総会(定例)の議事録 (2) 第1683回総会(臨時)の議事録 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)3号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 令和4年度全国及び関東ブロック諸会議等開催計画 (6) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (7) 委員研修会の開催について
1685	R4. 7. 11	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	一 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1684回総会(定例)の議事録 (2) 第1638回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(4(調)4号)[開始] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)2号)[解決] (5) 労働争議の終結状況 (6) 第36回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果報告 (7) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会 (8) 令和4年6月議会常任委員会(産業委員会)における報告
1686	R4. 7. 27	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1685回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(4(調)5号)[開始] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)3号)[解決] (4) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題回答案の検討
1687	R4. 8. 24	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 一 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1686回総会(定例)の議事録 (2) 第1639回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(4(調)5号)[取下げ] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)4号)[開始] (5) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題回答案の検討 (6) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会委員の選出について (7) 令和4年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修の開催並びに研修受講者の募集について (8) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (9) 令和4年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における取組予定 (10) 令和4年度監査・決算審査における質疑応答

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1688	R4. 9. 7	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 一	(1) 第1687回総会(定例)の議事録 (2) 第1640回公益委員会議の議事の概要 (3) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (4) 令和4年度公労使委員合同研修の結果報告 (5) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1689	R4. 9. 28	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 一	(1) 第1688回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)5号)[開始] (3) 第149回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (4) 「あつせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (5) 令和4年度労働委員会勉強会について
1690	R4. 10. 12	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 一	(1) 第1689回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(4(調)4号)[打掛け] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)6号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 関東ブロック労委労協第18回委員研修会の結果報告 (6) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (7) 監査結果に関する報告 (8) 令和4年9月議会常任委員会(産業委員会)における報告 (9) 令和4年度労働委員会勉強会
1691	R4. 10. 26	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1690回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)5号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)6号)[打切り] (4) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第1回運営委員会の会議概要
1692	R4. 11. 9	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	一 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1691回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(4(調)4号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)4号)[解決] (4) 争議行為の予告 (5) 令和4年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (6) 「あつせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (7) 令和4年度決算特別委員会について
1693	R4. 11. 22	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 一 齋藤	秋山 堀田 高井 一 松下	(1) 第1692回総会(定例)の議事録 (2) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会等の結果報告 (3) 令和4年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (4) 令和4年度「個別労働紛争処理制度周知月間」における取組結果 (5) 「あつせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (6) 令和4年度労働委員会勉強会
1694	R4. 12. 9	○ 一 宮田 笹原 一 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 一	(1) 第1693回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(4(個)7号)[開始] (3) 争議行為の終結状況 (4) 令和4年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告 (5) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (6) 「あつせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (7) 令和4年度労働委員会勉強会
1695	R4. 12. 21	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1694回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(4(調)6号)[開始] (3) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (4) 関東ブロック労委労協幹事会の結果報告 (5) 令和4年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (6) 令和4年12月議会に関する報告 (7) 令和4年度労働委員会勉強会

(2) 公益委員会議

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1634	R4. 2. 9	○ 安間 森本 中村 笹原 宮田	(1) 資格審査関係
1635	R4. 3. 23	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 令和4年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について
1636	R4. 4. 11	○ 安間 森本 中村 — 宮田	(1) 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1637	R4. 4. 25	— ○ 森本 中村 — 宮田	(1) 第87回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1638	R4. 6. 22	○ 森本 宮田 — — 本庄	(1) 令和4年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について (2) 令和4年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の議題について (3) 第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1639	R4. 7. 27	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	(1) 令和4年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答の検討 (2) 第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1640	R4. 8. 24	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	(1) 第88回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和4年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件はない。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
係 属	前年からの繰越		4	0	1	2	0	
	新 規 申 立		0	2	1	0	0	
	計		4	2	2	2	0	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
		一部	1	0	0	1	0	
	棄 却	棄 却	0	0	0	1	0	
		却 下	0	0	0	0	0	
	取 下 げ ・ 和 解	取 下	1	0	0	0	0	
		無 関 与	0	0	0	0	0	
		関 与	2	1	0	0	0	
	計		4	1	0	2	0	
	終結事件の平均処理日数(日)			360	83	—	530	—

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年 繰越分	-	0	0	0	0	0
4年 新規分	不当労働行為	0	0	0	0	17
	法人登記	0	0	0	0	
	委員推薦	17	0	0	0	
	労働者 供給事業	0	0	0	0	
合計		17	0	0	0	17

労働争議の調整

1 概 況

令和4年中に取り扱った調整事件は6件であり、すべて新規申請であった（※1）。

新規申請事件6件の内訳は、申請者別ではすべて組合であった。

業種別では、製造業が3件（食料品製造業2、非鉄金属製造業1件）、運輸業が2件（道路貨物運送業1）、医療・福祉事業1件（社会福祉事業1）であった。

調整事項別では、団交促進が4件、賃金等が2件であった。

係属した6件のうち5件が年内に終結、1件を翌年に繰越した。終結した5件の内訳は、解決1件、打切り3件、取下げ1件、所要日数（調整員の指名から終結までの日数）は最短が33日、最長140日で、平均所要日数は73日であった。

調整事件の推移

（単位：件）

区分	項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
係属	前年からの繰越	2	0	0	0	0
	新規申請	5	4	11	5	6
	計	7	4	11	5	6
申請者	労働組合 （うち争議団）	4 (0)	4 (0)	11 (1)	4 (0)	6 (0)
	使用者	1	0	0	1	0
	労使連名申請	0	0	0	0	0
	計（※2）	5	4	11	5	6
業種 （※3）	建設業	0	0	0	0	0
	製造業	1	3	3	1	3
	運輸業	1	0	1	1	2
	卸売・小売業	0	0	2	0	0
	サービス業	1	0	2	1	1
	その他	2	1	3	2	0
計（※2）	5	4	11	5	6	
調整事項	賃金等	0	1	3	0	2
	給与以外の労働条件	0	1	0	0	0
	団交促進	1	2	4	2	4
	経営・人事	4	0	3	3	0
	その他	0	0	1	0	0
計（※2）	5	4	11	5	6	
終結状況	解決	4	1	5	2	1
	打切り	3	3	5	2	3
	取下げ	0	0	1	1	1
	不開始	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	0	0	0	0	1
計	7	4	11	5	6	
終結事件の平均所要日数		55	27	68	52	73

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通番	事件番号	調整区分	申請	人数		業種	調整事項	事件概要	調整結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
1	4 (調) 1	あっせん	労	70	4	運輸業(道路 貨物運送業)	団交促進	申請者が被申請者と連絡がとれず、団交促進を求めた事件。あっせんにより本件が解決される見込みがないため打切りとなった。	打切り (不応諾)	4. 2. 4 (4. 2. 7) 4. 4. 11	0	67 (64)
2	4 (調) 2	あっせん	労	18	280	製造業(非鉄 金製造業)	労災補償対象外の賃金支払等	転倒事故に関して、被申請者に対する補償要求の実現を求めた事件。被申請者は不応諾の意思を示した。	打切り (不応諾)	4. 2. 17 (4. 2. 18) 4. 3. 22	0	34 (33)
3	4 (調) 3	あっせん	労	41	54	医療・福祉 (社会保険・ 社会福祉・介 護事業)	団交促進等	団交の開催方法に関する交渉に進展が見られないため、団交ルールの設定等を求めた事件。団交ルールを中心に調整を図った。	解決	4. 2. 21 (4. 2. 22) 4. 5. 18	1	87 (86)
4	4 (調) 4	あっせん	労	41	9	製造業(食料 品製造業)	団交促進	団交実施方法(対面・オンライン)の確立を求めた事件。会社が組合の要求(対面)を受け入れず、打切りとなった。	打切り	4. 6. 13 (4. 6. 14) 4. 10. 31	2	141 (140)
5	4 (調) 5	あっせん	労	41	10	運輸業(道路 貨物運送業)	団交促進	事故に係る補償等に関する団交開催を求めた事件。あっせん応諾条件について当事者間の折り合いがつかず、申請を取り下げた。	取下げ	4. 6. 23 (4. 6. 28) 4. 8. 8	0	47 (42)
6	4 (調) 6	あっせん	労	2	250	製造業(食料 品製造業)	時給の均等待遇等	組合員に対する時給の均等待遇等を求めた事件	—	4. 12. 2 (4. 12. 8) —	—	—

- (注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。
2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。
3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事 件 番 号	令和4年(調)1号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y 運輸業(道路貨物運輸業)
申請年月日	令和4年2月4日	指名年月日	令和4年2月7日
終結年月日	令和4年4月11日	終 結 事 由	不応諾打切り
調 整 事 項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>申請者組合員(以下「組合員」という。)は、勤務していた派遣会社の事務所において被申請者代表取締役(以下「社長」という。)と知り合い、社長から就労を請われ、被申請者で配送業務を開始した。</p> <p>組合員は体調不良で仕事を休み、数日後に同居の妹と組合員自身が、PCR検査の結果新型コロナウイルス感染が判明した。組合員の休みが長期化し、結局しばらく出勤しなかった。</p> <p>すると被申請者から「契約書違反請求」と題する書面が届き、契約違反があったとして、契約違反金の支払を求められた。組合員は、新型コロナウイルス感染症に係る就業制限通知書を社長に送付したところ、被申請者側からの取立てがなくなったため、契約違反金は支払わなかった。</p> <p>一方で、社長から配送用車両のガソリン代等を考慮して計算した報酬額が示されていたが、社長に報酬の支払を求めたものの支払がなく、組合員は申請者に加入した。</p> <p>申請者は被申請者に対し、未払賃金の支払を要求する団体交渉を申し入れ、日程調整のために複数回連絡した。しかし、被申請者から返事が全くなかったため、申請者は、団交促進を求めてあっせんに申請した。</p> <p>○ 申請者(労働組合)側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員が就労開始前に社長から聞いていた配達単価に組合員の主張を基に算出した配達個数を乗じて計算した見込報酬と、社長が組合員に対して示した報酬との間に差がある上、社長が示した報酬の支払もなく、未払賃金が発生している。 ・ 被申請者は申請者の団体交渉申し入れ等に応じず、返事も全くない。 <p>○ 被申請者(使用者)側の主張</p> <p>—</p> <p>○ 結果</p> <p>被申請者の所在が不明で連絡がとれない状況であり、あっせん員協議の結果、あっせんにより本件が解決する見込がないと判断し、本件の打切りを決定した。</p>			

事 件 番 号	令和4年(調)2号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y 製造業(非鉄金属製造業)
申請年月日	令和4年2月17日	指名年月日	令和4年2月18日
終結年月日	令和4年3月22日	終 結 事 由	不応諾打切り
調 整 事 項	労災休業補償対象外の賃金支払等		
<p>○ 事件の概要</p> <p>本件紛争の当事者である申請者組合員(以下「組合員」という。)は、有期雇用契約社員として、被申請者の工場に勤務している。</p> <p>組合員は工場内を移動していた際、通路脇の何らかの物につまづいて転倒し骨折した。なお、本件事故は労災認定を受け、一定期間休業した。</p> <p>後日組合員は職場復帰したが、痛みが続くため近所の病院で検査を受けた。検査により骨折治療のために骨に埋めた金具が外れていることが判明したため再手術を受けた。</p> <p>なお、再手術後、組合員は長期休業をせずに職場に復帰した。</p> <p>組合員は転倒事故の被申請者の責任を追求するため、申請者に加入した。</p> <p>申請者と被申請者は、転倒事故に関する被申請者側見解の確認や、労災休業補償とは別の被申請者に対する補償要求等を団交事項として団体交渉を行ったが、合意には至らなかった。</p> <p>申請者は、団体交渉に進展が見られないため、被申請者に対する補償要求の実現を求めてあっせんに申請した。</p> <p>○ 申請者(労働組合)側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒事故の原因は、工場内の通路にパイプ状の物が不適切に置かれていたことによる被申請者の責任である。 ・ 労災休業補償は支給されたが、給与総額に満たないためその不足分、事故後3日間は労災休業補償が支給されていない分の給与相当の補償を求める。 ・ さらに、事故の発生原因は被申請者にあるため、労災休業補償の不足分とは別に、損害賠償を求める。 <p>○ 被申請者(使用者)側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせんでの解決を望まないため、あっせんには参加しない。 <p>○ 結果</p> <p>被申請者のあっせん不応諾意思を受け、あっせん員と対応を協議した結果、「事実認識に争いがある中で、事実認定をしないあっせん手続によって解決する(金銭を支払う)ことはできない。」といった具合に、被申請者の不応諾理由及び意思が明確かつ強固であることから、これ以上の調整は困難として打切りを決定した。</p>			

事件番号	令和4年(調)3号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 医療・福祉(社会福祉事業)
申請年月日	令和4年2月21日	指名年月日	令和4年2月22日
終結年月日	令和4年5月18日	終結事由	解決
調整事項	団交促進		

○ **事件の概要**
申請者が組合員の復職後の労働条件等について団交を申し入れたところ、被申請者から①交渉時間、②被申請者施設で実施、③各側の出席者人数の設定、に関する条件が提示された。申請者は、当該組合員の復職問題の解決は急を要すると考えたことから被申請者が提示した条件を受け入れ、第1回団交が実施された。第1回団交では折り合いがつかず、日を改めて団交が実施されることとなった。しかし、第2回団交の交渉時間、開催場所、出席者について申請者と被申請者との間で話がまとまらず、団交は延期となった。
申請者は、団交の開催方法に関する交渉に進展が見られないため、団交ルールの設定等を求めてあっせんに申請した。

○ **申請者（労働組合）側の主張**
・ 第1回団交では十分な交渉ができなかったこと、議題が追加されていること、団交の交渉時間は2時間が一般的であることから、交渉時間を更に長い時間で設定することを求める。
また、出席者について、被申請者の指定する人数より多い人数を設定することを求める。
・ 団交の開催場所は申請者と被申請者の中間地点の市に所在する施設とすることを求める。
・ 出席者の制限や議題との関連性の説明を求めることは、組合に対する支配介入であり、謝罪を求める。

○ **被申請者（使用者）側の主張**
・ 内容的に交渉時間は提示した時間で十分と考えるが、延長は可能である。出席者の人数については拒否しない。
・ 団交の開催場所は、無償で使用可能であり組合員への負担も少ない、被申請者会議室とすることを求める。
・ 組合側出席者の議題との関連性への説明を求めただけで、人数を制限したわけではない。

○ **結果**
あっせんでは、あっせん員から当事者双方に、団体交渉ルール（①人数、②時間、③場所）に関する主張を確認し、譲歩を働き掛けた。被申請者からは、①②に係る申請者の主張を受け入れることは可能であるとの回答があった。その上で、申請者に対し③場所についての譲歩を働き掛けたところ、申請者から、当該組合員に係る団交事項について法人施設内で団体交渉を実施することは、当該組合員の精神的な負担となることから、法人施設近隣の公共施設での実施であれば譲歩する、との返答があった。
そこで、交渉場所については、当該組合員に関する交渉事項が継続する間は申請者と被申請者との中間地点にある市に所在する施設とすることについて、あっせん員から当事者双方に対し働き掛けを行ったところ、双方がこれに応じ、③交渉場所については、当該組合員に関する交渉事項が継続する間は、申請者と被申請者との中間地点にある市に所在する公共施設とし、経費は折半するという内容で合意が成立し解決した。

事件番号	令和4年(調)4号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y 製造業(食料品製造業)
申請年月日	令和4年6月13日	指名年月日	令和4年6月14日
終結年月日	令和4年10月31日	終結事由	打切り
調整事項	団交促進		

○ **事件の概要**
会社からの解雇に伴い、申請者組合員はXに相談、その後加入した。
組合は会社へ、団体交渉開催の申入書を送付した。これに対し会社は組合へ「回答書」を送付し、組合側出席者一定人数以内とすること及び新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び関係当事者間の個人的事情に鑑み、ウェブ会議方式による団交開催を主張した。その後、団交開催方式につき、複数回のやりとりを経たものの、対面を主張する組合とウェブ会議方式を主張する会社との間に妥協点は見い出されなかったことから、組合は静岡県労働委員会に対して、本件あっせんの申請を行った。

○ **申請者（労働組合）側の主張**

- ・ 対面での団体交渉開催を求める。
- ・ 当事者間の個人的案件に関しては現在係争中であり、これを理由とした団交拒否は認められない。
- ・ 会社側参加者としては、代表取締役が参加していれば問題ないため、専務が参加せずとも対応できる。

○ **被申請者（使用者）側の主張**

- ・ ウェブ会議方式での団体交渉を求める。それ以外の形式での対応は認められない。
- ・ 関係当事者間の特殊な事情を考慮する必要がある。
- ・ 団交への専務の参加は不可欠であり、代表取締役など、他の職員では対応できない。

○ **結果**
<第1回あっせんの経過>
当事者は共に、専務がオンラインで参加するハイブリット団交も可能と主張した。しかし、組合側の出席者及び出席人数の条件面で折り合わず、主張が平行線となった。あっせん員から被申請者に対し、組合への妥協を促したところ、組合の主張を改めて検討の上、次回期日前に対案を書面により提示する旨申出があった。そこであっせんを継続することとなった。

<第2回あっせんの結果>
会社側より弁護士複数名が対面・専務がオンラインで参加する旨提案があり、これを組合へ提示したところ、あっせんにおいて組合から、会社の実質的な意思決定権を有する代表取締役の参加が必須であり、当該提案には応じられないとの主張がなされた。一方、被申請者は、会社側団交参加者の決定は会社の自由であり、解雇当時の担当者である代理人と専務が参加すれば問題ないという主張で一貫していた。双方ともに歩み寄りの余地はなく、打切りもやむなしとの意思を示した。このため、あっせん員はこれ以上の調整は困難と判断し、本あっせんを打切りとした。

事 件 番 号	令和4年(調)5号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	Xユニオン	被 申 請 者	株式会社Y 運輸業(道路貨物運送業)
申請年月日	令和4年6月23日	指名年月日	令和4年6月28日
終結年月日	令和4年8月8日	終 結 事 由	取下げ
調 整 事 項	団交促進		
<p>○ 事件の概要</p> <p>申請者組合員は被申請者を自己都合により退職した。 なお、退職日は以前から会社に伝えていたものであり、以下に示す事故とは無関係である。 被申請者事務所において、組合員の運転するトラックが停車中のリフトと接触する事故が発生した。会社は事故車両の修理費を組合員の給与から控除したが、組合員は相談機関に相談し、会社に改めて給与の支払を求めるようアドバイスを受け、結果的に控除額は返還された。しかし、会社は、損害賠償請求の通知書で組合員に対し、事故車両の修理費及び損害補償分を支払うよう求めた。これを受け、組合員はXに加入した。 組合は会社に「通知」及び「申入書」を送付し、組合員の組合加入及び団交に当たって必要な資料の送付を求めたが会社はこれに返答しなかったため、団体交渉開催申入書により団交の開催を求めた。会社は団体交渉開催の申し入れに関する書類を組合に送付し、資料提出の理由を求め、月末月初は多忙により団交に応じられない旨回答した。その後、組合が月末月初を外した日程を提案する等、団交開催を求めるやりとりを複数回繰り返したが、会社は団交に応じなかったため、組合は団交開催を求めて本件あっせん申請を行った。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員への損害賠償請求及び被申請者勤務時の時間外勤務についての未払賃金等労働条件についての団交に早期に誠実に対応してもらいたい。 ・ 会社の都合に合わせて日程や会場を譲歩して団交を求めているにもかかわらず、会社が団交拒否をすることは認められない。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時点では、あっせんには参加しない意向が強かったが、被申請者は、申請者がいくつかのあっせんに係る条件に応じるのであれば、あっせんに応じる意思を示した。 <p>○ 結果</p> <p>被申請者は、申請者に対し、あっせんに応じる条件を何点か提示した。これを受け、申請者は、条件に応じて解決をこれ以上遅らせることはできないと判断し、あっせん申請を取り下げるに至った。</p>			

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和4年中に実施した調査件数は38件である。

業種別にみると、医療業が11件と最も多く、次いで道路貨物運送業9件、鉄道業・道路旅客運送業8件、港湾業6件、廃棄物処理業2件、郵便・電気通信業2件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが27件と最も多く、次いで年末一時金6件、夏季一時金1件となっている。

労働争議実情調査の推移

(単位：件)

区分	項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	前年からの繰越	15	11	15	23	5
	新規	49	39	36	49	33
	計	64	50	51	72	38
業種	鉄道業・道路旅客運送業	10	8	9	10	8
	道路貨物運送業	13	12	9	12	9
	医療業	29	20	24	33	11
	廃棄物処理業	5	4	3	4	2
	郵便・電気通信業	3	2	2	3	2
	電力業	2	1	2	1	0
	港湾業	2	3	2	9	6
	計	64	50	51	72	38
交渉事項	賃上げ	35	36	42	52	27
	年間臨給	5	0	0	0	0
	夏季一時金	2	4	2	2	1
	年末一時金	17	9	6	11	6
	労働条件の改善	0	1	1	0	0
	その他	5	0	0	7	4
	計	64	50	51	72	38

個別的労使紛争のあっせん

1 概 況

令和4年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は13件であり、前年からの繰越しが4件、新規申請が9件であった。

新規申請9件の内訳は、申請者別では、すべて労働者であった。

業種別では、医療・福祉が多く、紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち10件が年内に終結し、3件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決7件、打切3件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が155日、最短が52日、平均処理日数は94日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移

(単位：件)

区分	項目	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
係属	前年からの繰越し	0	0	2	6	4
	新規申請	16	15	11	15	9
	計	16	15	13	21	9
申請者	労働者	16	15	11	14	9
	使用者	0	0	0	1	0
	計(※)	16	15	11	15	9
業種	農業	0	1	0	0	0
	建設業	0	0	0	1	0
	製造業	4	2	3	2	0
	電気・ガス・水道業	0	1	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	1
	運輸業	1	1	0	0	1
	卸売・小売業	0	1	1	3	1
	金融・保険業	1	0	0	0	0
	不動産業	0	1	0	0	1
	専門技術サービス業	0	0	0	2	1
	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	1	0
	生活関連サービス業・娯楽業	0	1	0	3	0
	教育・学習支援業	0	1	0	0	1
	医療・福祉	3	4	4	2	2
	複合サービス業	0	0	0	0	0
	サービス業	6	2	2	1	0
その他	0	0	0	0	1	
	計(※)	16	15	11	15	9
調整事項	経営又は人事	6	7	6	9	7
	賃金	4	3	4	1	0
	労働条件等	1	0	0	1	0
	職場の人間関係	5	5	1	4	2
	その他	0	0	0	0	0
	計(※)	16	15	11	15	9
終結状況	解決	5	2	3	7	7
	打切	10	11	4	8	3
	取下	1	0	0	2	0
	不開始	0	0	0	0	0
	翌年への繰越し	0	2	6	4	3
	計	16	15	13	21	13
終結事件の平均処理日数(日)		40	45	44	64	94

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	3 (個) 10	労働者	正社員	建設業	パワハラに対する損害賠償等	在職中にパワハラを受けたとして損害賠償等の支払を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	3.10.5 (3.10.11) 4.1.19	0	101 (95)
2	3 (個) 11	労働者	契約社員	サービス業(専門サービス業)	パワハラに対する慰謝料請求等	在職中にパワハラを受けたとして慰謝料等の支払を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3.10.14 (3.10.19) 4.3.17	1	155 (150)
3	3 (個) 12	労働者	アルバイト	宿泊業・飲食サービス業(宿泊業)	労務管理の改善等	求人内容と実際の雇用契約内容が違うとして雇用環境の改善を求めた事件。使用者委員から、被申請者に対し労務管理の不備について指摘及び助言を行った上、金銭解決による調整を図った。	解決	3.10.26 (3.10.28) 4.3.22	1	148 (146)
4	3 (個) 13	労働者	正社員	医療・福祉(医療業)	解雇撤回	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	3.10.27 (3.10.28) 4.3.7	1	132 (130)
5	4 (個) 1	労働者	パート	卸売業・小売業(卸売業・小売業)	解雇時期の変更等	復職ができないことに納得ができず、退職時期の変更及び損害賠償を求めた事件。離職を前提とした解決金による調整を図った。	解決	4.2.16 (4.2.18) 4.4.21	1	67 (65)
6	4 (個) 2	労働者	有期雇用労働者	サービス業(政治・経済・文化団体)	契約更新拒否の撤回等	契約更新拒否は不当であるとして撤回を求めた事件。離職理由の修正及び被申請者の謝罪による調整を図った。	解決	4.4.12 (4.4.15) 4.6.24	1	77 (74)
7	4 (個) 3	労働者	正社員	医療・福祉(介護事業)	解雇撤回等	解雇は不当であるとして解雇の撤回を求めた事件。解決金等による調整を図った。	解決	4.5.11 (4.5.12) 4.7.6	1	58 (57)
8	4 (個) 4	労働者	正社員	情報通信業(インターネット付随サービス業)	パワハラに対する損害賠償	在職中にパワハラを受けたとして慰謝料等の支払を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	4.7.25 (4.7.26) 4.10.25	1	94 (93)
9	4 (個) 5	労働者	正社員	運輸業(道路貨物運送業)	嫌がらせ等に対する損害賠償	在職中にパワハラを受けたとして損害賠償等の支払を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	4.8.18 (4.8.19) 4.10.12	0	57 (56)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あつせん事項	事件概要	あつせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あつせん回数	処理日数 (所要日数)
10	4 (個) 6	労働者	アルバイト	教育、学習支援事業(学習支援事業)	休業命令発出の確認等	在職中のコロナウイルスの影響による休業があったことを認めるように求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	4.9.8 (4.9.13) 4.10.24	0	52 (47)
11	4 (個) 7	労働者	有期雇用労働者	専門サービス業(学術研究・専門技術サービス業)	雇止め撤回	雇止めは不当であるとして、雇止め撤回と慰謝料を求める事件。	—	4.11.14 (4.11.15) —	—	—
12	4 (個) 8	労働者	有期雇用労働者	不動産賃貸業	雇止め撤回	雇止めは不当であるとして、雇止めの撤回を求める事件。	—	4.12.13 (4.12.20) —	—	—
13	4 (個) 9	労働者	パート	医療・福祉事業(介護事業)	雇止め撤回	雇止めは不当であるとして、雇止めの撤回及び雇用の継続を求める事件。	—	4.12.16 (4.12.20) —	—	—

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ パート・アルバイト・有期雇用労働者…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名で呼ばれている者
- ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
- ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者

2 「指名年月日」とは、あつせん員を指名した日をいう。

3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあつせん員の指名から終結までの日数をいう。

連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や、各側委員それぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

(1) 全労委関係

① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日：中止

主催労委：中央労働委員会、岩手県労働委員会

② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日：令和4年11月17日（木）

主催労委：中央労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	講演「民事裁判のIT化」	講師： 最高裁判所事務総局行政局第二課長 不破 大輔 氏
2	講演「山形大学事件最高裁判決」	講師： 山形県労働委員会会長 山上 朗 氏 一橋大学名誉教授 中窪 裕也 氏

③ 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日：令和4年11月17日（木）～18日（金）

主催労委：中央労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	労働委員会の広報活動について	中国ブロック公労使提案
2	労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中 間報告について	中央労働委員会提案
3	労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労 働委員会におけるパワーハラスメントに係るあ っせん事件への対応について	関東ブロック公労使提案
4	講演「労働紛争の多様性と労働委員会の新たな 役割」	講師： 前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

(2) 14 都道府県関係

① 第 36 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催日：令和4年7月7日（木）

主催労委：京都府労働委員会

議題：

	内容	備考
1	あっせんを繰り返し申し出る人物への対応について	愛知県労働委員会提案
2	あっせんにおける労働委員会の中立性を踏まえた事業主への対応について	京都府労働委員会提案
3	講演「ウィズコロナ時代における人事管理の法的課題ーテレワーク／ジョブ型雇用／副業／遠隔地転勤の見直し／フリーランス」	講師： 同志社大学法学部 教授 京都府労働委員会公益委員 土田 道夫 氏

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開催日：文書開催(令和4年9月8日（木）～9日（金）開催扱い)

主催労委：大阪府労働委員会

議題：

	内容	備考
1	審査事件における立会団交の実施状況について	愛知県労働委員会提案
2	審査事件の和解について	大阪府労働委員会提案

(3) 関東ブロック関係

① 第 87 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：文書開催(令和4年5月12日（木）開催扱い)

主催労委：長野県労働委員会

議題：

	内容	備考
1	同族会社のいわゆる「オーナー」の使用者性について	長野県労働委員会提案

② 第 148 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和4年5月12日（木） ※WEB開催

主催労委：長野県労働委員会

議題：

	内容	備考
1	雇用関係終了後の時間経過と「使用者が雇用する労働者」への該当性について	群馬県労働委員会提案
2	あっせん事件における解雇の金銭解決について	長野県労働委員会提案

③ 第 88 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：文書開催(令和4年9月13日(火)開催扱い)

主催労委：群馬県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	労働者側の粗暴な言動等と団体交渉拒否の「正当な理由」の該当性について	群馬県労働委員会提案

④ 第 149 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和4年9月13日(火) ※WEB開催

主催労委：群馬県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	組合からの対面による団体交渉の申入れに対して、会社がオンラインによる団体交渉にしか応じられないとして団体交渉に応じなかった場合、不当労働行為に当たるか	埼玉県労働委員会提案
2	集団事件における立会団交について	群馬県労働委員会提案

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日：中止

主催労委：群馬県労働委員会

2 委員研修実施状況

(1) 公労使委員合同研修

開催日	令和4年9月1日（木）～2日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及び各側研修

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

開催日	令和4年12月1日（木）～2日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及びグループディスカッション

(3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催日	令和4年10月26日（水）
主催者	静岡県労働委員会
内容	講演「働き方改革 Phase 2 とこれからの働き方—テレワーク、副業・兼業、高齢者就業、フリーランス等の推進について—」
講師	東京大学社会科学研究所教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日：中止

主催労委：中央労働委員会、岩手県労働委員会

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日：令和4年7月29日（金） ※WEB開催

主催労委：山梨県労働委員会

議題：

	議題	提案労委
1	労働争議の実情調査について	静岡県
2	労働争議のあっせんにおいて、被申請者の所在が不明で連絡が取れない場合の対応について	
3	あっせんの迅速な実施に係る日程調整の方法について	長野県
4	労働組合としての適格性が争点になっている事案で、組合に関する事項を求釈明や委員尋問で明らかにする範囲について	
5	労働委員会における業務のIT化の推進状況について	
6	総会・公益委員会議の資料、議事録の取扱いについて	新潟県
7	会長及び会長代理の選挙について	
8	個別労働紛争あっせん制度の周知について	
9	個別的労使紛争のあっせん期日で申請者側への聞き取りに要する時間について	山梨県
10	個別的労使紛争のあっせん案における清算条項について	

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催日：文書開催(令和4年8月26日(金)開催扱い)

主催労委：埼玉県労働委員会

議題：

	議 題	提案労委
1	労働組合資格審査の課題について	福岡県
2	全国的規模をもつ労働組合の資格審査について	埼玉県
3	外国人等への通訳人に係る予算措置状況について	

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日：令和4年11月28日(月)

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について
- 2 審査人材の確保・育成について
- 3 ウェブ会議による調査について
- 4 中央労働委員会事務局からの報告事項(労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について)

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日：令和4年11月29日(火)

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明(調整業務の運営について)
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告(秋田県労働委員会事務局、新潟県労働委員会事務局)
- 3 都道府県労働委員会からの業務報告(長野県労働委員会事務局、滋賀県労働委員会事務局、愛媛県労働委員会事務局)

資 料

1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況（昭和21年～昭和24年6月）

(単位：件)

提訴 件数	取 下	自主解決	その他 による 解 決	却 下	決 定		
					違反あり	違反なし	処罰請求
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

年		処理別														合計		
		S24. 7～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61 ～ H7	H8～ 17	H18 ～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4			
係属 状況	前年から繰越								4	3	4	0	1	2	0			
	新規申立	36	55	(203)	(1)	53	33	49	3	4	0	2	1	0	0	(204)		
小計									7	7	4	2	2	2	0			
終 結 状 況	命令・決定	救 済	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	11	
			一部	0	2	10	14	11	10	6	3	1	1	0	0	1	0	59
		棄 却	2	0	2	1	1	4	6	0	1	0	0	0	1	0	18	
		却 下	3	1	(2)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(2)	5
	取下・和解	取 下	5	10	(1)	(200)	(1)	12	10	1	0	1	0	0	0	0	(202)	73
		無関与和解	9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	0	0	136	
		関与和解	15	19	27	42	10	9	19	0	1	2	1	0	0	0	145	
移 送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年へ繰越									3	4	0	1	2	0	0			

注1 ()内は、公務員関係の個人申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

(単位：件)

申立別及び産業別		年 別		新法														新法計
		旧法		S21～24.6	24.7～30	31～40	41～50	51～60	S61～H7	8～17	18～27	28	29	30	R1	R2	R3	
① 申立別	組 合 申 立	23	20	51	92	109	51	33	49	3	4	0	2	1	0	0	0	415
	個 人 申 立	4	16	4	(203)	(1)	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(204)
	組 合 ・ 個 人 申 立	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	① 申立別の合計	27	36	55	98	113	53	33	49	3	4	0	2	1	0	0	0	447
② 産業別	農 業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	建 設 業	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	製造業	食 料 品	2	4	1	2	10	3	3	1	0	0	0	0	1	0	0	25
		飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		織 維 工 業	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		木 材 ・ 木 製 品	4	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	26
		出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12
		鉄 鋼 業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		金 属 製 品	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		一 般 機 械 器 具	3	7	7	9	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	35
		電 気 機 械 器 具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	16
		輸 送 用 機 械 器 具	1	2	7	5	9	5	1	6	0	0	0	1	0	0	0	36
	情 報 通 信 機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	精 密 機 械 器 具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	そ の 他 の 製 造 業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	15	
	電気・水道業	電 気 業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		水 道 業	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
	運輸・通信業	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	8
		道 路 旅 客 運 送 業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	31
		道 路 貨 物 運 送 業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	21
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
	金 融 ・ 保 険 業	1	0	0	6	23	19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	49	
	総合サービス業	郵便局	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	
	サービス業	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		娛 楽 業	2	3	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	
		廃 棄 物 処 理 業	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
自 動 車 整 備 業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2		
医 療 業		0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	7		
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護		0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5		
教 育 (自 動 車 教 習 所 を 含 む)		0	0	0	6	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	14		
機 械 等 修 理 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2		
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		0	0	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	15		
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	8	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	22			
公務、分類不能の産業		0	0	0	(203)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(203)	
		0	2	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7	
② 産業別の合計		27	36	55	98	113	53	33	49	3	4	0	2	1	0	0	447	

注 () 内は公務員関係個人申立て・外書。注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

(1) 年別申請件数

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
申請件数		1,767	315	218	193	165	166	23	5	16	4	22	0	17	2,911
前年から繰越								5	3	5	0	1	2	0	
計								28	8	21	4	23	2	17	

(2) 申請理由別内訳

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 26	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
委員推薦	適合	1,526	146	66	85	111	95	19	0	16	0	19	0	17	2,100
	取下・打切	59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	72
	不適合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1,586	158	66	85	111	96	19	0	16	0	19	0	17	2,173
不当労働行為	適合	17	13	20	20	25	14	4	2	1	0	0	2	0	118
	取下・打切	49	74	74	68	29	33	1	1	4	1	0	0	0	334
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	審査中							3	5	0	1	2	0	0	
小計							8	8	5	2	2	2	0		
法人登記	適合	56	50	39	42	11	13	1	0	0	2	2	0	0	216
	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	20
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	審査中							0	0	0	0	0	0	0	
小計							1	0	0	2	2	0	0		
調停・その他 ありません	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	38
	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	48
合計							28	8	21	4	23	2	17		

4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月～令和4年12月)

年度	事件番号	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
57	57-1	57. 5. 28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8. 10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	56-10	57. 6. 7 (56. 8. 28)	57. 6. 22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出廷した者に対するいやがらせをしないよう要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の申立てがされた。 (審査委員名義)
	57-1	57. 6. 15 (57. 2. 1)	57. 6. 22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	55-7	57. 7. 17 (55. 6. 1)	57. 11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
58	56-10	58. 5. 27 (56. 8. 28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7. 19	有 口頭(要請)	58. 7. 29	審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
	58-3	58. 8. 9 (58. 7. 29)	58. 8. 9 58. 8. 23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	58-3	59. 4. 10 (58. 7. 29)	59. 4. 12	有 口頭(要請)	59. 4. 16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するように要請した。 (審査委員名義)
59	59-2	59. 5. 10 (59. 4. 6)	59. 5. 10	有 口頭(要請)	59. 5. 24	不当労の申立て内容であるビラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	59-5	59. 6. 19 (59. 6. 15)	59. 7. 12	無		59. 8. 31、団体交渉を行うことで合意した。
62	62-6	62. 10. 20 (62. 10. 20)	62. 10. 20 62. 10. 27 報告了承	有 口頭(要請)	62. 10. 24	出向について、なお一層話し合いを行うよう要請した。 (審査委員名義)
6	6-4	6. 10. 17 (6. 10. 7)	6. 10. 18 6. 11. 22 報告了承	有 口頭(要請)	6. 11. 15	審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し慎重な行動を取るよう、また、会社は人事異動について組合の理解を得られるよう努力するとともに双方で団交等のルールを協議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
8	6-5	8. 9. 25 (6. 10. 24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭 (要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることをないよう、慎重な対応をしてほしい旨を要望した。 (審査委員名義)
	6-5-2 8-3	8. 12. 24 (6. 10. 24) (8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書 (要請)	9. 1. 22	会社に対し、慎重な行動をするよう、また、労使関係のルール作りを進めるよう要望した。 (三者名義)
23	23-1	23. 9. 30 (23. 6. 24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書 (要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いなどに慎重な行動を取るよう強く要望した。 (三者名義)

(注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。

2 申立年月日欄 () は、不当労働行為の申立年月日

5 県労委命令交付後の経過一覧表

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)			中 労 委		
		初 審	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令
1	25	24-31	24.12.8	25.8.18	却下	-	-
2	"	24-32	24.12.9	25.9.8	全部救済	-	-
3	"	25-2	25.6.23	25.8.23	却下	-	-
4	26	26-1	26.1.20	26.3.5	却下	-	-
5	28	27-1	27.11.18	28.4.9	棄却	-	-
6	29	29-3	29.5.14	29.8.20	棄却	-	-
7	34	34-3	34.7.6	34.11.18	却下	-	-
8	37	36-6	36.12.21	37.8.25	一部救済	-	-
9	40	39-5	39.7.17	40.3.2	一部救済	使 40.3.15	-
10	41	40-1	40.3.17	41.2.4	全部救済	使 41.2.8	-
11	"	40-3	40.6.21	41.10.31	棄却	-	-
12	42	40-5	40.11.17	42.2.21	一部救済	使 42.2.27	-
13	"	41-1	41.1.17	42.4.20	一部救済	使 42.4.27	-
14	"	41-2	41.6.3	42.8.16	一部救済	-	-
15	44	43-6	43.8.2	44.9.24	一部救済	使 44.10.3	-
16	45	44-5	44.2.14	45.2.14	一部救済	使 45.2.25	棄却 45.12.16
17	"	43-11	43.11.20	45.8.28	一部救済	使 45.9.9 労 45.9.12	-
18	46	45-3	45.4.14	46.4.20	一部救済	-	-
19	"	45-6	45.9.3	46.9.28	棄却	使 46.10.9	-
20	"	45-2	45.2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	-
21	47	45-10	45.12.11	47.2.9	一部救済	使 47.2.21	-
22	48	47-1	併 合	47.1.28	48.6.25	全部救済	-
23	"	47-6		47.5.17			
24	51	50-8	50.5.26	51.3.12	一部救済	使 51.3.26	-
25	"	49-6	49.5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	-
26	54	50-1	50.2.8	54.2.8	一部救済	-	-
27	"	51-6	51.8.27	54.2.8	一部救済	-	-
28	"	53-3	54.2.20	54.9.3	全部救済	使 54.9.17 取下55.2.5	-
29	"	53-7	53.6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11.6	-
30	"	50-2	50.2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55.1.8	一部救済 62.6.3
31	55	54-6	54.5.21	55.9.8	全部救済	使 55.9.9	-
32	56	54-5	併 合	54.5.21	56.11.5	一部救済	使 56.11.13
33	"	54-9		54.8.31			

(昭和25年1月～令和4年12月)

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁	高裁	高裁	最高裁	最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		ほか4件を併合
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 40.10.23
-	-	-	-	-	-		和解 41.11.28
労 41.12.27	命令の一部取消 43. 2.16	使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48. 2. 5	当地労委の関与和解 48. 4. 2
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 42. 9. 2
-	-	-	-	-	-		和解(初審命令履行) 42. 7.25
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 45.10.24
使 46. 1.23	和解 47. 1.27	-	-	-	-		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 46. 7.20
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 3. 3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 6.24
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 49. 3. 6
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 51. 5.21
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 55. 2. 5
-	-	-	-	-	-		履 行
-	-	-	-	-	-		履 行
静岡地裁 使 54.10. 2	-	-	-	-	-		当事者の和解により 訴訟取下げ 55.12. 1
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 56. 3.23
静岡地裁 使 62. 7. 1 労 62. 9. 1	-	-	-	-	-	緊急命令申立て 62. 8.25	当事者の和解により 訴訟取下げ 元. 8.17
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 57. 2.13
東京地裁 使 60. 8.13	-	-	-	-	-		当事者の和解により 訴訟取下げ 63. 2. 9

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	審 査 命 令
34	〃	54- 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	-	-
35	58	56- 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	-	-
36	59	53- 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	-
37	〃	56- 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	-	-
38	〃	57- 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	-	-
39	60	58- 4	併 合 58. 8. 8	60. 3.30	一部救済	使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18
40	〃	58- 5				58. 8.11	審査の再開 7. 3.31
41	〃	55- 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	-
42	〃	58- 3- 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17
43	62	54- 13	併 合 54.12.26	62. 6.15	棄却	-	-
44	〃	55- 1			55. 2.18	一部救済	使 62. 6.29
45	63	58- 3- 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	-
46	〃	60- 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10. 6	棄却 (一部変更) 8. 9. 4
47	〃	60- 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	-
48	元	60- 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	-	-
49	〃	60- 2	併 合 60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10. 2	棄却 9. 2. 5
50	〃	62- 3					
51	〃	62- 1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2. 1.10	棄却 (一部変更) 8. 5. 8
52	2	62- 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2. 9. 5	-
53	〃	62- 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11. 5	-
54	4	3- 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	-	-
55	5	63- 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11. 2	-
56	7	3- 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7. 4.11	一部救済命令 12. 8. 4
57	〃	5- 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	-	-
58	9	8- 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	-	-
59	〃	8- 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	-	-
60	〃	6- 5- 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9. 6. 5	-
61	10	8- 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9
62	11	4- 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	-
63	〃	6- 5- 2	併 合 6.10.24	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	-
64	〃	8- 3					8. 3.29

地 提訴	行 政 訴 訟				最 高 上 告	最 高 裁 判 決	緊 急 命 令 等	備 考
	裁 判 決	控 訴	裁 判 決	上 告				
-	-	-	-	-	-	-	-	履 行
-	-	-	-	-	-	-	-	履 行
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の関与和解 60. 2.28
-	-	-	-	-	-	-	-	履 行
-	-	-	-	-	-	-	-	履 行
東京地裁 使 61. 8. 4	棄却 2. 5.17	東京地裁 使 2. 5.29	棄却 3. 1.30	使 3. 2.14	棄却 (一部取消) 7. 2.23	緊急命令申立て 61.10.21 緊急命令認容 61.12. 4 緊急命令 一部履行 62. 5.21	訴訟上の和解により 訴訟取下げ 11.11.29	
東京地裁 使 8. 8.19	一部取消 11. 2.18	東京高裁 中 11. 3. 4	取下げ 11.11.29	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の無関与和解 4. 8. 6
東京地裁 使 62. 7.31	棄却 2. 5.30	東京地裁 使 2. 6.12	棄却 2.12.26	使 3. 1. 8	-	-	-	58-3-2と分離 原告と訴訟参加人の 和解により訴訟取下げ 3. 5.21
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の無関与和解 元. 8.22
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の無関与和解 3. 5.20
東京地裁 使 8.10. 8	一部取消 12. 2.23	東京高裁 労・使 12.3. 7	棄却 13.4.9	-	-	-	-	判決確定 13.4.24
-	-	-	-	-	-	-	-	当事者の自主和解による取 下げ 63.11.29
静岡地裁 使 元. 5.23	-	-	-	-	-	-	-	原告と訴訟参加人の 和解による訴訟取下げ 4. 2.19
東京地裁 使 9. 3.17	一部取消 12. 2.23	東京高裁 労・使 12.3. 7	一部取消 13.4.9	-	-	-	-	判決確定 13.4.24
東京地裁 使 8. 6.27	取消 10. 5.28	東京高裁 中10. 6.11	棄却 12.11. 8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の関与和解 14. 3. 8
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の関与和解 14. 3. 8
-	-	-	-	-	-	-	-	命令確定 4. 4.18 履行 4. 8. 3
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の関与和解 14. 3. 8
東京地裁 使 12. 9. 1	-	-	-	-	-	-	-	和解により取下 13.10.1
-	-	-	-	-	-	-	-	命令確定 7. 9.30 履 行
静岡地裁 使 9. 2.20	棄却 9. 9.26	-	-	-	-	-	-	判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11. 6
-	-	-	-	-	-	-	-	命令確定 9. 5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11. 6
-	-	-	-	-	-	-	-	和解により取下 14. 6.21
-	-	-	-	-	-	-	-	命令確定 13.8.9
-	-	-	-	-	-	-	-	中労委の関与和解 12. 3.13
-	-	-	-	-	-	-	-	和解により取下 14. 6.21

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命 令
		事 件 番 号	申立て	命 令 (交付)	内容等		
65	〃	9 - 2	9. 4. 3				-
66	〃	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	-	-
67	15	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	-
68	16	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	-	-
69	〃	14 - 2	併 合	14. 9.17	一部救済	使 16. 4.28 労 16. 4.30	一部救済命令 (一部変更) 19. 9. 1
70	〃	15 - 1		15. 5. 2			
71	〃	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	-
72	17	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25
73	20	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	-	-
74	20	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20. 1. 5	棄却 21. 11. 13
75	21	20 - 6	20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	-
76	22	20 - 2	20. 7.16	22. 1.28	却下・棄却	労22. 2.10	-
77	〃	21 - 6	21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	-
78	〃	20 - 3	20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	-
79	23	21 - 11	21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	-
80	〃	21 - 9	21. 8.25	23. 3.24	一部救済	-	-
81	24	23 - 1	23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26	-
82	24	24 - 1	24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7	-
83	25	25 - 1	25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	-	-
84	26	26 - 2	26. 2.17	27. 2.12	棄却	-	-
85	27	27 - 1	併 合	27. 3.16	一部救済	-	-
86	27	27 - 4		27. 7. 6			
87	27	27 - 2	27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	-
88	28	28 - 2	28. 9.29	29. 9.21	棄却	-	-
89	28	28 - 3	28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	-
90	29	29 - 1	29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	-
91	3	元 - 1	元.11. 8	3. 3.25	一部救済	-	-
92	3	2 - 1	2. 6. 1	3.12. 8	却下・棄却	労 3.12.16	-

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁 提訴	高裁 判決	高裁 控訴	高裁 判決	最高裁 上告	最高裁 判決		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		命令確定 11.12.19
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
-	-	-	-	-	-		命令確定 16.6.15
東京地裁 使19. 9.27	却下 20.6.19	東京高裁 中労委 20.7.3	取消、差戻 し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立 て不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
東京地裁 労 19. 6.15	-	-	-	-	-		和解により取下19.11.11
-	-	-	-	-	-		命令確定20. 11. 29
-	-	-	-	-	-		命令確定21. 12. 13
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定)24.6.14
-	-	-	-	-	-		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
静岡地裁 使 26.10. 8	取消 28. 1.28	東京高裁 28. 2. 9	取消 29. 3. 9	使29.3.23	上告受理の申立 て不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履行
-	-	-	-	-	-		命令確定 27.8.12
-	-	-	-	-	-		命令確定 28.10.21 履行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定)29.8.10
-	-	-	-	-	-		命令確定 30.3.21
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 30.12.18
-	-	-	-	-	-		命令確定 3.9.25 履行
-	-	-	-	-	-		-

6 調整事件処理状況一覧表

(単位：件)

区分		年別							28	29	30	R1	R2	R3	R4	計
		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27								
あ っ せ ん	解決		(1)					(1)			(2)					(4)
		96	135	77	54	44	33	51	0	2	2	1	5	2	1	503
	打切							(1)	(1)							(2)
		18	14	28	50	25	27	44	3	3	3	3	5	2	3	228
	取下				(1)											(1)
		23	18	58	16	7	15	4	0	2	0	0	1	1	1	146
	規則65条2項 (不開始)	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
翌年へ繰越																
	1	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	1	8	
合 計		(1)		(1)			(2)	(1)		(2)					(7)	
	138	167	169	121	76	78	100	3	9	5	4	11	5	6	892	
解決率※	84.2%	90.6%	73.3%	51.9%	63.8%	55.0%	53.7%	0%	40.0%	40.0%	25.0%	50.0%	50.0%	25.0%	68.8%	
調 停	解決	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切	4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11
	取下	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	移管	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	翌年へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	26	1	5	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	37
仲 裁	取下			(1)											(1)	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	翌年へ繰越	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合 計	0	1	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	
総 計	164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	5	6	930	

注：（ ）内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

※解決率＝解決件数/ {合計件数-(取下げ+不開催+繰越)} ……小数点第2位以下四捨五入

7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

(単位：件)

項目		年別							28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計
		S21~ 30	31~ 40	41~ 50	51~ 60	S61~ H7	H8~ 17	18~ 27								
賃金等	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	0	1	0	0	0	0	1	228
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	10
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	0	0	118
	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	0	0	0	0	2	0	1	29
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	1	1	0	0	1	0	0	50
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	7
(小計)		107	109	105	57	32	29	21	1	2	0	1	3	0	2	469
給与以外の 労働条件	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	0	0	0	1	0	0	0	18
	(小計)	0	3	5	5	8	3	2	0	0	0	1	0	0	0	27
団交促進	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	2	4	222
	(小計)	2	14	53	48	25	24	37	2	4	1	2	4	2	4	222
経営・人事	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	14
	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	0	2	2	0	2	2	0	80
	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	0	1	2	0	1	1	0	28
	(小計)	37	26	7	8	6	11	31	0	3	4	0	3	3	0	139
その他	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	20
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	14
	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	16
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	0	0	0	0	1	0	0	23
	(小計)	18	17	4	3	7	11	12	0	0	0	0	1	0	0	73
合 計		164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	5	6	930

注 繰越事件は申請年に計上

8 調整事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年 別																合計
		S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	S61 ～ H7	H8 ～ 17	18 ～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4			
A 農 業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
B 漁 業		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
C 鉱 業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
D 建 設 業		1	3	3	1	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	16		
E 製造業	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	0	1	1	3	1	1	2	29		
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1		
	11 織 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	26		
	12 木 材 ・ 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	27		
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	28		
	15 印刷・同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	26		
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	28		
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	21 窯 業 ・ 土 石 製 品	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	21		
	22 鉄 鋼 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	23 非 鉄 金 属	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6		
	24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	15		
	25～27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	0	0	60		
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	7		
	29 電 気 機 械 器 具	5	1	8	7	—	2	2	0	0	0	0	0	0	0	25		
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
31 輸 送 用 機 械 器 具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	54			
32 その他の製造業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0	43			
(小計)		111	92	85	53	20	19	19	0	1	1	3	3	1	3	411		
F 電気・ガス・水道業	33 電 気 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	36 水 道 業	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
(小計)		0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
G 情 報 通 信 業		19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	23		
H 運輸業	42 鉄 道 業	11	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19		
	43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	2	4	0	0	1	0	0	0	0	53		
	44 道路貨物運送業	1	20	14	7	8	20	12	0	2	0	0	1	1	2	88		
	47 倉 庫 業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2		
	48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2		
(小計)		14	46	28	14	15	22	18	0	2	1	0	1	1	2	164		
I 卸 売 ・ 小 売 業		2	9	14	9	1	7	6	0	1	0	0	2	0	0	51		
J 金 融 ・ 保 険 業		0	2	9	3	10	4	0	0	0	0	0	1	0	0	29		
K 不 動 産 業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
L 学術研究・専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
M 宿 泊 ・ 飲 食 サービス業		0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	1	0	0	7		
N 生活関連サービス・娯楽業		3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業		1	1	12	9	3	6	7	0	1	2	0	0	0	0	42		
P 医療・福祉	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	0	1	0	1	1	0	0	24		
	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	0	1	0	0	0	2	1	16		
(小計)		3	5	3	3	5	5	9	0	2	0	1	1	2	1	40		
Q 複合サービス事業(郵便局、協同組合等)		0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	0	0	29		
R サービス事業(他に分類されないもの)	88 廃 棄 物 処 理 業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	16		
	90 機 械 等 修 理 業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
	91～92 労働者派遣・その他の事業サービス業	0	0	0	0	1	3	20	1	1	0	0	2	1	0	29		
	93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2		
	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
95 その他のサービス業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	30			
(小計)		4	7	11	12	9	6	23	2	2	1	0	2	1	0	80		
S 公 務		0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	4		
T その他(分類不能の産業)		0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
合 計		164	169	174	121	78	78	103	3	9	5	4	11	5	6	930		

注 繰越事件は申請年に計上

9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

(単位：件)

年別 所要日数	S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	0	0	0	0	1	0	0	124
6～10日	15	43	26	18	11	7	4	0	1	0	1	0	0	0	126
11～15日	12	22	30	14	9	10	5	0	0	0	1	0	0	0	103
16日～1月 (16～30日)	36	38	33	28	20	17	25	1	1	3	1	0	0	0	203
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	21	23	23	13	18	42	2	3	2	0	5	3	2	187
2月超 ～3月以内 (61～90日)	7	9	13	6	6	10	19	0	2	1	1	2	2	2	80
3月超 ～6月以内 (91～180日)	28	2	9	8	12	10	7	1	0	1	0	3	0	1	82
6月超 (181日～)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	164	169	174	121	78	76	103	4	7	7	4	11	5	5	928

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

10 労働争議実情調査件数一覧表

(単位：件)

年 別 項 目	S26～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計	
	件 数	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,251
組合員数(人)	10,629	234,790	360,626	239,682	166,908	177,288	125,294	17,142	15,021	12,304	8,257	10,162	8,740	5,630		
事業の 種類	陸運 (旅客)	12	156	197	132	138	102	101	11	8	10	8	9	10	8	894
	陸運 (貨物)	2	105	285	178	122	226	162	16	17	13	12	9	12	9	1,159
	水船 (渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	医 療	0	46	130	227	307	399	323	40	47	29	20	24	33	11	1,625
	その他	39	45	48	121	42	85	90	15	14	12	10	9	17	10	547
計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,251	
交 渉 事 項	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	53	42	35	36	42	52	27	1,831
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	0	6	5	0	0	0	0	121
	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	7	9	2	4	2	2	1	559
	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	22	26	17	9	6	11	6	962
	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	0	0	171
	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	34
	そ の 他	20	34	69	93	138	118	84	0	3	5	1	1	7	4	573
計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,251	
争議行為 (注)	有	不明	136	281	99	112	47	32	6	4	6	6	1	3	4	733
	無	不明	227	387	566	497	765	644	76	82	58	44	50	69	34	3,465
計	0	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,198	
調査動機	予告による	0	286	645	665	609	809	676	82	86	64	50	51	72	38	4,095
	労政からの 相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	労使からの 相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	111
	そ の 他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,251	
調査結果又は 最終事項	解 決	18	298	529	563	472	431	351	23	32	32	24	19	28	16	2,820
	移 行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127
	打 切	5	18	78	52	62	237	252	26	39	21	11	9	39	19	849
	繰 越	0	10	8	45	73	144	73	33	15	11	15	23	5	3	455
計	53	363	668	665	609	812	676	82	86	64	50	51	72	38	4,251	

注 「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

(単位：件)

年別 処理 状況	H13 ～19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計
解決	56	(1) 8	(2) 9	5	3	6	5	8	8	(1) 7	6	5	2	(1) 2	(2) 5	(3) 4	(10) 139
打切	45	11	(2) 7	5	3	4	4	8	4	6	6	10	11	(1) 3	(3) 5	(1) 2	(7) 134
取下	15	2	3	0	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	(1) 1	0	28
不開始	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
翌年へ 繰越	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	6	4	3	21
計	117	(1) 25	(4) 19	10	7	11	10	17	13	(1) 14	17	16	15	(2) 11	(6) 15	(4) 9	326
解決率※	55.4%	42.1%	56.3%	50.0%	50.0%	60.0%	55.6%	50.0%	66.7%	53.8%	50.0%	33.3%	15.4%	40.0%	50.0%	66.7%	50.9%

注1 各年の()内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

注3(※) 解決率＝解決件数/〔合計件数-(取下げ+不開催+繰越)〕……小数点第2位以下四捨五入

12 個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表

(単位：件)

紛争内容		年別																合計
		H13 ～ 19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	
経営 又は 人事	解雇	28	8	8	6	1	2	2	8	6	6	1	3	5	5	4	6	99
	配置転換・出向・転籍	7	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	13
	復職	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	懲戒処分	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	退職	3	0	1	1	1	4	4	2	0	0	0	0	1	1	3	0	21
	勤務延長・再雇用	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他経営又は人事	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	0	0	2	1	11
	小計	43	8	15	7	3	6	7	11	8	8	4	6	7	6	9	7	155
賃金等	賃金未払い	3	2	1	0	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	13
	賃金増額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	賃金減額	3	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	8
	一時金	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	退職一時金	44	4	2	1	2	3	0	1	0	0	7	1	1	1	0	0	67
	解雇手当	13	7	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	24
	休業手当	1	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	6
	諸手当	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他賃金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	6
	年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	69	14	4	2	3	5	1	4	4	3	10	4	3	4	1	0	131	
労働 条件等	労働契約	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3
	労働時間	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	休日・休暇	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	年次有給休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児休業・介護休業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安全・衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	福利厚生制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の労働条件等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	10	
職場の 人間 関係	セクシャルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嫌がらせ	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	4	2	24
	小計	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	4	2	24
その他	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	6	
合計	117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	15	9	326	

注 繰越事件は申請年に計上

13 個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年別																	合計	
		H13 ~19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計		
A	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
D	建設業	8	0	0	1	1	0	2	0	0	2	1	0	0	0	1	0	16		
E	製造業	9 食料品	6	2	0	0	1	3	1	0	1	0	2	2	0	2	0	0	20	
		10 飲料・たばこ・飼料	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		15 印刷・関連産業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
		16 化学工業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
		18 プラスチック製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
		19 ゴム製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		23 非鉄金属	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		24 金属製品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		25~27 汎用・生産用・業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	8	
		28 電子部品・デバイス	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
		29 電気機械器具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
31 輸送用機械器具	3	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	11		
32 その他の製造業	4	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	11		
(小計)		25	8	5	1	1	5	2	5	4	1	5	4	2	3	2	0	73		
F	電気・ガス・水道業	33 電気業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		34 ガス業	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		36 水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
(小計)		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6		
G	情報通信業	39 情報サービス業	0	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	
		40 インターネット付随サービス業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
		41 映像・音声・文字情報製作業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
(小計)		0	4	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8		
H	運輸業	42 鉄道業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		43-1 道路旅客運送業(バス専業)	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		43-2 道路旅客運送業(タクシー業)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		44 道路貨物運送業	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	9	
		45 水運業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		47 倉庫業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		48 運輸に附帯するサービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
(小計)		13	3	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	22		
I	卸売、小売業	12	1	2	1	0	1	1	3	2	4	0	0	1	1	3	1	33		
J	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
K	不動産業	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	6		
L	学術研究・専門技術サービス業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	7	
		73 広告業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		(小計)	2	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	9	
M	宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業	2	0	1	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0	9	
		76 飲食店	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	7	
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
(小計)		4	1	1	1	0	0	2	1	2	1	1	1	1	1	1	0	18		
N	生活関連サービス・娯楽業	78 洗濯・理美容・浴場業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	
		79 その他の生活関連サービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	
		80 娯楽業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	
(小計)		2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	7		
O	教育・学習支援業	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	9		
P	医療・福祉	83 医療業	12	0	0	1	2	1	1	0	1	2	2	0	4	2	2	0	30	
		85 社会保険・社会福祉・介護事業	5	1	0	0	2	0	0	3	1	2	3	3	0	2	0	2	24	
(小計)		17	1	0	1	4	1	1	3	2	4	5	3	4	4	2	2	54		
Q	複合サービス事業	86 郵便局	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		87 協同組合等、他に分類されないもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		(小計)	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
R	サービス事業(他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	
		90 機械等修理業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		91・92 労働者派遣・その他の事業サービス業	24	3	7	2	0	0	1	0	2	1	1	4	2	2	1	0	50	
		93 政治・経済・文化団体	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	5	
(小計)		26	4	7	3	0	0	1	1	2	1	2	6	2	2	1	1	59		
T	その他(分類不能の産業)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
合 計		117	25	19	10	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	15	9	326		

注 繰越事件は申請年に計上

14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

(単位：件)

年別 処理日数	H13 ～19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	合計
5日以内	5	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
6～10日	11	0	2	1	3	2	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	25
11～15日	20	2	1	1	0	1	1	1	4	1	4	0	1	0	0	0	37
16日～1月 (16～30日)	47	6	5	1	3	5	2	5	4	3	5	8	1	2	5	0	102
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	10	10	6	1	3	4	8	4	8	4	3	8	3	2	3	107
2月超 ～3月以内 (61～90日)	0	4	3	1	0	0	0	1	0	2	1	3	3	2	6	2	28
3月超 ～6月以内 (91～180日)	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	4	5	16
6月超 (181日～)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	116	22	23	10	7	11	10	17	12	15	17	16	13	7	17	10	323

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

15 静岡県労働委員会の沿革と権限

(1) 沿革

時 期	内 容
昭和 20 年 12 月～ 昭和 21 年 3 月	<p>昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法（昭和 24 年の全文改正前のいわゆる「旧法」）により労働委員会制度が設けられ、翌 21 年 3 月 1 日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置された。</p> <p>旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであった。また、委員の任期は 1 年であった。</p>
昭和 21 年 3 月～ 4 月	<p>【静岡県地方労働委員会の発足】労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日に労働者委員と使用者委員の各 5 人が、同年 3 月 31 日に第三者委員 5 人がそれぞれ委嘱され、同年 4 月 6 日に第 1 回総会が開催された。</p>
昭和 21 年 10 月	<p>9 月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整にあっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。</p>
昭和 23 年 7 月	<p>マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。</p>
昭和 24 年 6 月	<p>労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改称された（なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」という）。</p> <p>また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義になったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁判所への申立てなどが消滅した。</p> <p>不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改められ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更され、労使委員は決定に先立つ審問に参与できるだけとなった。</p>
昭和 24 年 8 月	<p>中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規則を制定した。</p>
昭和 27 年 7 月	<p>労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に予告制度が採用された。</p>
昭和 27 年 10 月	<p>上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>

昭和 37 年 10 月	行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。
昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。
昭和 40 年 5 月	I L O 87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正され、同法第 5 条第 2 項（非組合員の範囲の認定、告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年 4 月	労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来 of 1 年から 2 年に延長された。
昭和 60 年 4 月、 昭和 62 年 4 月	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧 2 公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 また昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 なお、旧 3 公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和 62 年 4 月 1 日から国営企業労働委員会となった。
昭和 63 年 10 月	郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱ってきた国営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規定が労働組合法 19 条の 12 として独立に設けられた。
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止され、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。
平成 13 年 5 月	5 月 1 日から、地方自治法 180 条の 2 に基づき、知事から「個別的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。
平成 16 年 11 月	11 月 10 日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要性があることから、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日とされた。
平成 20 年 10 月	10 月 1 日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

(2) 権 限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限（準司法的機能）と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限（調整機能）及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
①	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、 地公労法 4 条
②	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
③	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
④	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、 労調法 10～35 条、 地公労法 4・14・15 条
⑤	特別調整委員設置等についての意見を述べる事又はその人数について同意を行うこと	労調法施行令 1 条の 6
⑥	争議行為発生届を受理すること	労調法 9 条
⑦	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
⑧	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、 労調法施行令 11 条
⑨	事務を行うために必要があると認めるとき、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検し、業務状況等の検査を行うこと	労組法 22 条
⑩	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告示を行うこと	地公労法 5 条 2 項
⑪	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること、及び無制限に求職者を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること	職業安定法 20 条、 労働者派遣法 24 条
⑫	個別的労使紛争のあっせんを行うこと。	地方自治法 180 条の 2 個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している（労組法 24 条、地公労法 16 条の 2）。

静岡県労働委員会年報
—令和4年版—

令和5年3月発行

編集 静岡県労働委員会事務局
発行 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
電話 054-221-2286
FAX 054-221-2860

〈静岡県労働委員会ホームページ〉

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyotoraburu/1049251/index.html>

